

金融庁「女性職員の採用・登用拡大計画」

「第3次男女共同参画基本計画」(平成 22 年 12 月 17 日閣議決定)及び「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」(平成 23 年 1 月 14 日付人事院事務総長通知)に基づき、平成 23 年度から平成 27 年度までを対象期間とした金融庁「女性職員の採用・登用拡大計画」を以下のとおり定める。

1. 採用の拡大

(1) 目標の設定

国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 30%程度とすることを目標として、女性の採用拡大に努める。また、試験採用者に加え、選考採用者(任期付採用者、民間企業からの交流採用者を含む。)においても女性の積極的な採用に努める。

(2) 具体的取組

① 配置

採用時の配置については、平等取扱の原則等を踏まえ、適材を適所に配置することとし、男女による偏りがないように努める。

② その他

女性を対象とした業務説明会を実施する。

新規採用職員募集パンフレット等において、女性職員を積極的に取り上げる。その際、女性職員の活躍状況を示すなど、積極的な取組の紹介に努める。

2. 登用の拡大

(1) 目標の設定

① 課室長相当職以上に占める女性の割合については、3%程度とすることを目指し、拡大するよう努める。

② 課長補佐相当職以上に占める女性の割合については、5%程度とすることを目指し、拡大するよう努める。

(2) 具体的取組

① 研修

専門研修や登用に資することを目的とした研修等へ意欲のある女性職員を積極的に参加させるよう努める。特に、行政研修特別課程に女性職員を積極的に参加させるよう努める。

② 配置

人事評価制度の活用等による能力・実績主義による適材適所の人事配置に努める。

Ⅱ・Ⅲ種等採用職員について、採用後 10 年以内に登用に結びつくような職務経験の付与、他府省出向などの機会を与えるよう努める。

職員の意欲と能力の把握に努めつつ、職員への職務経験の付与に当たっては適切な

指導・育成を、付与後においては必要な支援を行うことに努める。

③その他

女性職員に対する助言、指導するメンター制度の充実など、女性職員の登用に資する取組を推進する。

3. 勤務環境の整備

「金融庁特定事業主行動計画」の取組を推進し、女性職員の採用・登用の拡大を図るため、勤務環境の整備に努める。また、育児休業をはじめ、仕事と育児・介護の両立支援制度について、広く活用促進に努める。

4. 推進体制

総務企画局総務課長を「女性職員の採用・登用拡大担当者」とし、計画の実行に際しては、各局各課と協力しつつ積極的な取組を推進する。

また、年1回、計画の内容及び進捗状況に関する点検・評価を行う。